

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱い」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2024年3月15日 「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて」

資料No.20240403-2124

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 医療用医薬品の供給状況を踏まえた、やむを得ない場合の変更調剤について、当面の間の取扱いが示されました
- 後発品の銘柄処方（変更可処方箋）であっても、患者の同意を得ることで先発品を調剤することができます
- 含量規格が異なる後発品や類似する別剤形の後発品への変更は、変更後の薬剤料が高くなる場合でも患者の同意を得ることで可能となります
- 類似する別剤形の後発品への変更がやむを得ずできない場合は、分類間の別剤形（例：錠剤⇔散剤）の医薬品への変更ができます
（変更後の薬剤料が高くなる場合も患者の同意を得ることで変更できます）

（不明点）

- ① 準先発品は対象外か？（事務連絡では、「準先発品を含む」と記載されていない）
- ② 類似する別剤形へ変更でグループを超えた変更（例：錠剤⇒散剤）は先発品も可能か？
- ③ 一般名処方で、含量規格が異なる先発品や類似する別剤形の先発品への変更は可能か？
（後発品の銘柄処方については明記されているが、一般名処方の場合については明記されていない）

- ア 錠剤 (普通錠)、錠剤 (口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤
- イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る。)
- ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る。)

やむを得ない場合の当面の取扱い

- ・同一グループ内での剤形変更が認められています
- ・やむを得ない場合アとイの間での別剤形への変更も認められます(図②')

効能効果・用法用量が異なる場合は変更不可

処方箋記載医薬品 (GE)

〇〇錠10mg「A社」
15点

①

〇〇錠5mg「A社」×2
⇒17点 > 15点

・同一銘柄
・同一剤形
・別規格

・別銘柄GE
・同一剤形
・別規格

・先発品
・同一剤形
・同一規格

④

□錠10 (先発品)

・やむを得ない場合、患者の同意を得ることで先発品を調剤できます

①'

〇〇錠5mg「B社」×2
10点

・別銘柄GE
・グループ内別剤形
・同一規格

・別銘柄GE
・同一剤形
・同一規格

③

〇〇錠10mg「G社」

・別銘柄GE
・グループ外別剤形
・同一規格

②

〇〇Cap10mg「C社」
13点

〇〇Cap10mg「D社」
⇒20点 > 15点

②'

〇〇内服液0.1%「E社」

〇散0.1%「F社」
⇒20点 > 15点

イのグループへの変更は可能ですが、ウのグループへの変更は従来通りできません (照会が必要です)
※先発品もこのような変更が可能かは不明です

変更後の薬剤料が高くなる場合でも患者の同意があれば変更可能です

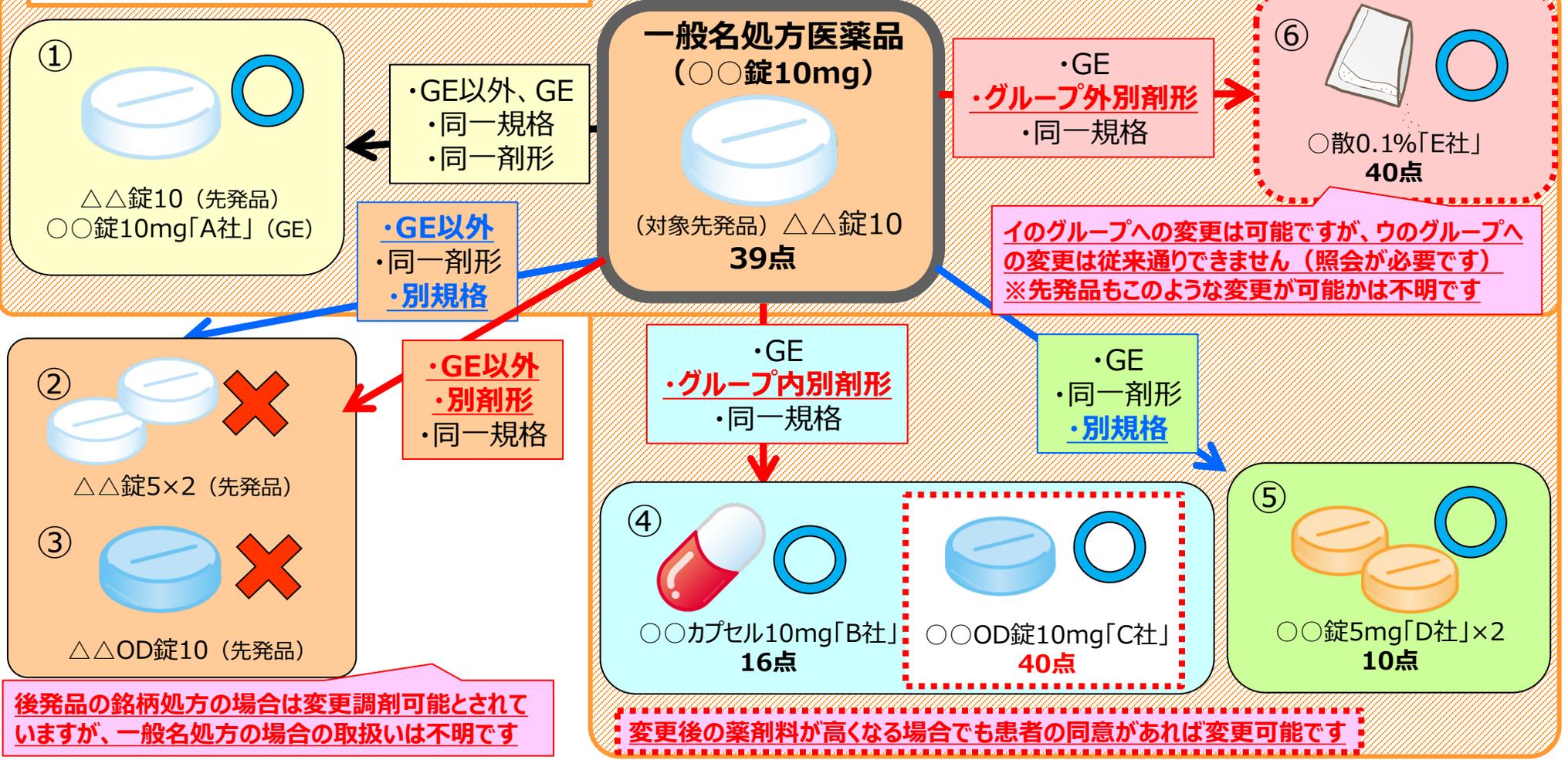
本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

やむを得ない場合の当面の取扱い

- ・同一グループ内での剤形変更が認められています
- ・AとIの間での別剤形への変更も認められます(図⑥)

- ア 錠剤 (普通錠)、錠剤 (口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤
- イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る。)
- ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る。)

後発品調剤時は効能効果・用法用量に注意



後発品の銘柄処方の場合は変更調剤可能とされていますが、一般名処方の場合の取扱いは不明です

本資料は、2024年3月15日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

令和6年3月15日事務連絡「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて」

（略）

- 1 後発医薬品の銘柄処方において、「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されていない場合にあっては、患者に対して調剤する薬剤を変更することを説明の上、同意を得ることで、当該処方薬に代えて、先発医薬品（含量規格が異なるもの又は類似する別剤形のものを含む。）を調剤することができる。
- 2 処方薬の変更調剤を行うに当たって、以下に掲げるものについては、変更調剤後の薬剤料が変更前のものを超える場合であっても、患者に対してその旨を説明の上、同意を得ることで、当該変更調剤を行うことができる（ただし、規格又は剤形の違いにより効能・効果や用法・用量が異なるものを除く。）
 - ① 含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤
 - ② 内服薬のうち、類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤がやむを得ずできない場合であって、次に掲げる分類間の別剤形（含量規格が異なる場合を含む。）の医薬品への変更調剤
 - ア 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤
 - イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る。）
 （例：アに該当する錠剤をイに該当する散剤への変更調剤）
- 3 保険薬局において、上記 1 又は 2 の対応を行った場合には、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、処方薬とは別の剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 ▶ メールマガジンの受信

会員特典2 ▶ 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録



パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>